

平成29年例月現金出納検査実施計画

平成28年11月25日 決定

1 実施方針

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成29年例月現金出納検査を次のとおり実施する。

また、東久留米市監査委員に関する条例（昭和45年東久留米市条例第2号）第9条に基づき、毎月の出納検査の期日を25日とする。ただし、やむを得ない事由があるときはこれを変更することができる。

現金出納の例月検査は、現金出納機関の毎月の事務処理が適正か否かを客観的な第三者の立場から把握し、これを保障する意義を持つと同時に、現金出納に係る事故又は不正の防止を図ることを目的として実施するものとする。

2 検査対象

例月現金出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、現金の帳尻と現金残高を確実に確認するものとする。

また、例月現金出納検査の内容について、予算執行課の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月現金出納検査実施日に関係職員の出席を求めるものとする。

3 検査実施日

対象月	実施日	対象月	実施日
平成28年12月分	平成29年1月25日(水)	平成29年6月分	平成29年8月28日(月)
平成29年1月分	平成29年2月24日(金)	平成29年7月分	平成29年8月28日(月)
平成29年2月分	平成29年3月28日(火)	平成29年8月分	平成29年9月25日(月)
平成29年3月分	平成29年4月25日(火)	平成29年9月分	平成29年10月25日(水)
平成29年4月分	平成29年5月25日(木)	平成29年10月分	平成29年11月24日(金)
平成29年5月分	平成29年6月26日(月)	平成29年11月分	平成29年12月25日(月)